

## 入居についてのご注意 区立高齢者住宅(けやき苑)・区営住宅・改良住宅 共通

- ① 入居手続き
  - 入居手続きの際に保証金として、住宅使用料の3か月分を納めていただきます。
  - 入居にあたり緊急連絡人1名が必要となります。
    - 緊急連絡人の主な資格 ア 使用予定者及びその同居人（以下「使用予定者等」）でないこと。
    - イ 使用予定者等の六親等内の血族または三親等内の姻族であること。
    - ウ 東京都内に住所を有した成年者（18歳以上）であること。
    - ※ ア～ウの確認のため、住民票、戸籍謄本等の提出が必要となります。
  - 入居手続きについて、大幅に書類の提出が遅れることや、連絡が何度も取れない時は、入居の意思が認められないと判断し、失格とする場合があります。
- ② 使用料の決定
  - 使用料は、世帯の所得・住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数等によって決められます。募集住宅の一覧には、「一般区分」の場合の使用料を掲載しています。「特別区分」（27ページを参照）の所得基準で入居される方は、掲載した使用料を超える場合もあります。
  - 入居後の使用料は、毎年6月の収入報告により収入を認定し、翌年4月からの使用料を決定します。
- ③ 共益費  
住宅によっては使用料のほかに共益費が必要となります。
- ④ 犬・猫等の飼育禁止について



**犬・猫等ペットの飼育はできません。ご了承ください。**

### 区営住宅・改良住宅についてのご注意

- ① 使用承継（名義変更）について  
住宅入居後、使用者（名義人）が住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。ただし、使用承継許可の対象は、原則として、正式同居の許可を受け継続して居住している使用者（名義人）の配偶者に限ります。
- ② 駐車場  
住宅によっては駐車場（有料）を設置してありますが、全戸数分はありません。住宅内の路上駐車は禁止されていますので、住宅内駐車場が確保できなかった方は住宅外の駐車場をお探してください。

### 区立高齢者住宅(けやき苑)についてのご注意

- ① 駐車場はありません。
- ② 各戸にトイレ、浴室（浴槽付）があります。
- ③ 介護サービスや配食サービスなどはありません。
- ④ 入居手続きの際に、緊急連絡先及び介護認定状況等の調査表を提出していただきます。
- ⑤ 高齢者の方の安全を配慮して緊急通報システムが設置してあります。
- ⑥ 押しボタンを押された時や、万一動けなくなった時のための緊急通報システムが作動した時には、警報が鳴り、生活援助員が入居者の部屋を訪問するなどして、安否を確認します。応答が無い場合は、部屋の鍵をあけ、立ち入ることもありますのでご了承ください。
- ⑦ ガスストーブ・石油ストーブ・火ばちを使うことはできません（各住宅には冷暖房用のエアコンがあらかじめ1台設置してあります）。
- ⑧ 民間オーナーが建設した集合住宅を板橋区が借り上げた住宅です。オーナーとの契約の借上期間が終了するときは、住宅を返還することになります。  
なお、借上期間終了時に区が管理する他の住宅等に移転をお願いする場合があります。

## 都営住宅（地元割当）についてのご注意

- ① 今回募集する住宅は、すでに空いている住宅ではありません。  
現在お住まいの方がいますので、内覧はできません。
- ② 予定使用料について  
都営住宅の使用料は、世帯の所得・住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数等によって決められます。21ページの標準的な使用料の欄には、あっせんの対象となる住宅の一般世帯の使用料のうち、最低金額と最高金額を掲載しています。また「特別区分」（27ページ参照）の所得基準で入居される方は最高金額を超える場合もあります。
- ③ 共益費・自治会費について  
団地によっては使用料のほかに共益費が必要になります。  
自治会には、入居するすべての方に加入していただきます。使用料・共益費のほかに、自治会費用が掛かり、このお支払いはすべての入居者の義務になります。
- ④ 駐車場について  
団地によっては駐車場（有料）を設置してありますが、全戸数分はありません。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探しく下さい。
- ⑤ 犬・猫等の飼育禁止について  

**！ 犬・猫等ペットの飼育はできません。ご了承ください。**
- ⑥ 使用承継（名義変更）について  
都営住宅入居後、使用者（名義人）が都営住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、都営住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。ただし、使用承継許可の対象は、原則として、正式同居の許可を受け継続して居住している使用者（名義人）の配偶者に限ります。
- ⑦ 都営住宅に居住したことがある方について  
以前に都営住宅にお住まいであった方で、使用料等に未納分のある方は、資格審査までに未納分をお支払いいただきます。

